



- (1) 第2条に規定する林産物の販売計画については、別紙1に定めるものをいう。
- (2) 乙は、別紙2「暴力団排除に関する特約条項」を遵守するものとする。
- (3) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたことを証明するものとする。
- (4) 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (5) 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- (6) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、一般材かつ分別管理された間伐材のみであるときは、当該物件が間伐材であること、低質材のみであるときは、当該物件が間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明するものとする。
- (7) 乙及び検知等業務者は、素材が引渡場所に荷卸しされた以後における素材の管理を善良な管理者の注意をもって行うものとする。
- (8) 乙は、素材の検知以後における極積等の費用を負担するものとする。
- (9) 乙は、契約締結後において国有林野産物売払規程（以下「産物売払規程」という。）及び国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）等の規定に基づき、物件の種類、品質又は数量等が契約の内容に適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- (10) 林産物の販売は、この協定に基づき、安定的、計画的な国有林材の供給が図られるものであることから、予約割増率を適用するものとする。
- (11) 乙は、売買契約を締結した物件について、引渡の日から起算して30日以内に搬出を行うものとする。
- (12) 甲は、協定に基づく林産物の販売数量が協定数量の合計に対して3割を超過することが見込まれる場合は、乙と協議の上、変更協定を締結するものとする。
- (13) 令和8年10月期において、森林管理局長は協定者と協議の上、市況を踏まえた協定販売価格の見直しを行うものとする。

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

( 別 紙 1 )

国有林材の安定供給システム販売計画  
(令和8年度 製品販売：二次)

( 単位：長級 m、径級 cm、数量 m<sup>3</sup> )

物件 番号	銘 柄			出材予定 森林管理 署等名称	数 量 内 訳	販 売 予定数量	引 渡 場 所 ( 物 件 情 報 等 )
	樹 種	長級	径級 品等				

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合

は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

- 2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。
- 3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。
- 4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
- 5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。
- 6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

### 3 効果的な取組内容

#### (1) 目的及び方針等

##### ① 目的

国有林のシステム販売材の購入を希望する目的を記入してください。

##### ② 中長期的な方針

おおむね5年後を見通した自社の経営方針や設備投資の方針を記入してください。

##### ③ 短期的な効果

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の効果を記入してください。

**3 効果的な取組内容**

**(2) 需要創造への貢献等**

**① 中長期的な貢献等**

おおむね5年後を見通した需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

**② 短期的な貢献等**

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

**③ 共同申請の内容**

共同で申請する場合、共同で申請することとなった理由、申請者間での連携の内容等について記入してください。